

第70回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

プラザ・アペア 3階 「リモナ」
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
※会場のフロアが前回と異なりますので、ご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

証券コード 6167
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号
富士ダイス株式会社
代表取締役社長 春 田 善 和

第70回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.fujidie.co.jp/ir/library/shareholders_meeting



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「富士ダイス」又は「コード」に当社証券コード「6167」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の『株主総会参考書類』をご検討のうえ、『議決権行使についてのご案内』に従って、2026年6月23日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時 [午前9時30分受付開始]

2. 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 3階 「リモナ」
※会場のフロアが前回と異なりますので、ご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第70期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ◎書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類を記載した書面をご送付しております。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
 - ◎今後の状況により、本株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujidie.co.jp/>）にてお知らせいたします。

事前質問の受付について

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。
詳細は以下をご確認ください。

- ・ご連絡方法：下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。
【メールアドレス】 sokai@fujidie.co.jp
- 【必 要 事 項】 ①株主番号（議決権行使書用紙に記載がございます） ②お名前 ③ご住所
④ご質問（要点を簡潔にお願いいたします）
- ・事前質問の受付期限：2026年6月17日（水曜日）午後5時まで
- ・事前にいただいたご質問のうち、本株主総会の目的事項にかかわる内容及び株主様のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容について、株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ・いただきましたご質問全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・上記のメールアドレスは、受付期限をもって無効となります。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使



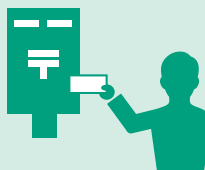
次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時まで

書面による議決権行使

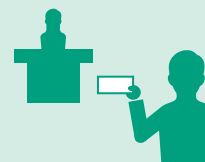


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時到着分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法



切り取ってご投函ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

第2号議案*

▶ 全員賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 全員反対の場合：【否】の欄に○印

*一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書紙副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

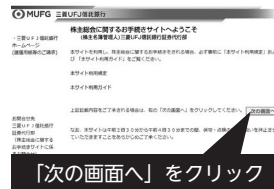
2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



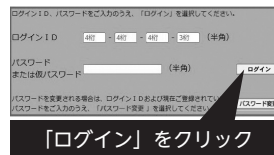
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027
(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

① ご注意

- ・ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

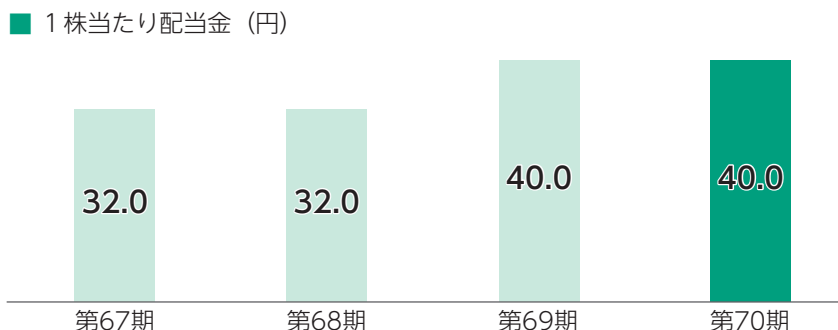
当社は、株主の皆様に対して安定した配当を継続的に行うことを重要な経営課題の一つとして考えております。

配当政策につきましては、利益の状況、将来の事業展開等を総合的に判断して適切な利益配分を行うことを基本方針としており、「中期経営計画2026」の期間における配当については、財政状態及び経営成績を勘案したうえで、「株主資本配当率（DOE）4%」を目途に実施することを掲げております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 総額 783,145,760円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日

配当金推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件


本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定したものであり、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業務等評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。


候補者番号		氏名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	はる 春	た 田	よし 善	かず 和	代表取締役社長
2	再任	つ 津	だ 田	まさ 雅	のぶ 宣	常務取締役海外事業本部長
3	再任	しの 篠	みや 宮		まもる 護	取締役技術開発本部長
4	再任	ま 馬	わたり 渡	かず 和	ゆき 幸	取締役品質保証本部長
5	再任	まつ 松	おか 岡	やす 恭	ひろ 弘	取締役営業本部長
6	再任	たか 高	やす 安	まさ 真	お 生	取締役業務本部長
7	再任	わ 輪	たけ 竹	のぶ 暢	ひさ 久	取締役生産本部長
8	再任	うち 内	だ 田	い 伊	ちろ 郎	社外取締役 取締役 独立役員
9	再任	うえ 上	だ 田	のり 典	よし 由	社外取締役 取締役 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	 <p>はる た よし かず 春 田 善 和 (1963年11月26日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (16回/16回)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2007年 6月 業務本部財務業務部長 2010年 8月 業務本部企画部長 2014年 3月 業務本部副本部長兼企画部長 2015年 6月 取締役業務本部副本部長兼企画部長 2015年 8月 取締役企画部長 2017年 8月 取締役業務本部長兼企画部長 2017年 8月 取締役業務本部長兼企画本部長 2017年12月 取締役業務本部長 2018年 6月 常務取締役業務本部長 2023年 7月 専務取締役業務本部長 2024年 1月 代表取締役社長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 2015年6月に取締役に就任し、経営企画、経理、総務、人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般、管理・運営業務に関する知見を有しており、また2024年1月に代表取締役社長に就任し強いリーダーシップを発揮して経営全般を牽引しており、今後の持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	43,425株
2	 <p>つ だ まさ のぶ 津 田 雅 宣 (1965年 8月25日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (16回/16回)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2008年12月 生産開発本部市場開発部長 2010年 8月 東日本事業部営業部長 2013年 4月 営業本部輸出部長 2015年 6月 営業本部副本部長兼輸出部長 2015年10月 営業本部副本部長兼販売管理部長 2020年 4月 営業本部副本部長兼海外事業管理部長 2020年 6月 取締役営業本部副本部長 兼海外事業管理部長 2020年11月 取締役営業本部長 2023年 7月 取締役海外事業本部長 2024年 1月 常務取締役海外事業本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 2020年6月に取締役に就任し、営業部門の本部長を務めるなど、当社グループにおいて長年に亘る営業部門の管理監督経験に加え、海外事業を牽引するなど、現場に精通した豊富な経験・知識及び取引先等との豊富な人脈を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	27,867株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	 しの みや まるる 篠 宮 護 (1967年6月5日生)	1994年4月 当社入社 2012年7月 生産開発本部開発センター長 2014年3月 技術開発本部開発センター製品開発部長 2014年12月 技術開発本部開発センター長 兼製品開発部長 2019年3月 技術開発本部副本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年4月 技術開発本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年6月 取締役技術開発本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年7月 取締役技術開発本部長 (現任)	28,415株
		取締役候補者とした理由 2020年6月に取締役に就任し、当社の技術開発部門の本部長を務めるなど、当社の技術開発における豊富な業務経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	 ま わたり かず ゆき 馬 渡 和 幸 (1967年12月31日生)	1990年4月 当社入社 2013年11月 西日本事業部岡山製造所副製造所長 兼合金課長 2016年10月 生産本部生産管理統括センター 岡山製造所長兼検査課長 2019年7月 生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2021年5月 生産本部長兼生産管理統括センター長 2021年6月 取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長 2021年12月 取締役生産本部長 2023年7月 取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長 2023年11月 取締役生産本部長兼生産管理部長 2024年7月 取締役生産本部長 2025年1月 取締役品質保証本部長 (生産本部管掌) 2025年6月 取締役品質保証本部長 (現任)	33,355株
		取締役候補者とした理由 2021年6月に取締役に就任し、生産部門の本部長を務めるなど、長年に亘り生産業務に携わる一方、研究開発や企画業務にも従事し、幅広い経験をもとに豊富な知識を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	 <p>まつ おか やす ひろ 松岡 恭弘 (1968年4月13日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (16回/16回)</p>	<p>1991年4月 当社入社 2010年8月 九州事業部生産技術部長 2014年3月 生産本部生産管理統括センター 熊本製造所長 2017年9月 生産本部生産管理統括センター 郡山製造所長 2021年12月 生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2022年6月 取締役生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2023年7月 取締役営業本部長 (現任)</p>	29,826株
		<p>取締役候補者とした理由 2022年6月に取締役に就任し、長年に亘り生産業務に携わり、当社の生産性革新活動を牽引するほか、2023年7月より営業本部長を務めるなど、製造販売における豊富な業務経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
6	 <p>たか やす まさ お 高安 眞生 (1960年1月1日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (16回/16回)</p>	<p>1982年4月 日本電気(株)入社 2017年4月 当社入社 2018年10月 業務本部人事部長 2023年4月 業務本部副本部長 2023年7月 業務本部副本部長兼情報システム部長 2024年1月 業務本部長兼情報システム部長 2024年4月 業務本部長 2024年6月 取締役業務本部長 2024年10月 取締役業務本部長兼情報システム部長 2025年7月 取締役業務本部長 (現任)</p>	9,410株
		<p>取締役候補者とした理由 2024年6月に取締役に就任し、長年に亘り人事・総務業務に携わり、人材の採用・育成・配置・処遇及び社員のエンゲージメント向上など、当社の人財戦略全般を牽引するとともに、情報インフラの整備を図り、管理部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と高い知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	 <p>わ たけ のぶ ひさ 輪 竹 暢 久 (1970年2月4日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (11回/11回)</p>	<p>1991年4月 当社入社 2015年5月 FUJILLOY (THAILAND) CO., LTD EXECUTIVE ADVISOR 2015年8月 FUJILLOY (THAILAND) CO., LTD MANAGING DIRECTOR 2023年1月 生産本部生産管理統括センター 熊本製造所長 2024年7月 生産本部副本部長兼生産技術部長 2025年1月 生産本部長兼生産技術部長 2025年6月 取締役生産本部長兼生産技術部長 2025年7月 取締役生産本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 2025年6月に取締役に就任し、長年に亘り生産業務に携わり、生産部門の本部長を務めるなど、製造加工技術の高い専門性により製造体制の構築に寄与するとともに、海外現地法人の社長を務めるなど、経営全般に関する知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	7,280株
8	 <p>うち だ いちろう 内 田 伊知郎 (1954年3月26日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (16回/16回) 監査役会出席率 100% (4回/4回)</p>	<p>1976年4月 農林中央金庫入庫 2005年6月 協同クレジットサービス(株)取締役 2008年6月 三菱UFJニコス(株)執行役員 2010年6月 小野田化学工業(株)常勤監査役 2015年11月 公益社団法人日本監査役協会理事 2016年7月 (株)ヒューテックノオリン入社 2020年4月 トラベルブック(株)入社 2020年5月 同社常勤監査役 2021年6月 当社監査役 2025年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 金融機関での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9	 <p>うえ だ のり よし 上 田 典 由 (1956年7月11日生) 再任 取締役会出席率 100% (16回/16回)</p>	<p>1979年4月 キヤノン(株)入社 2006年3月 キヤノンファインテック(株)取締役 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2011年3月 同社常務取締役 2012年1月 ニスカ(株)代表取締役社長 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2017年7月 キヤノンファインテックニスカ(株)取締役 2022年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 経営者としての豊富な経験と、幅広い知識を有していること、また開発から製造までのものづくりに精通していることから、これらの知識や経験を当社の経営の監督等に生かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	— 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田伊知郎氏及び上田典由氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田伊知郎氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
4. 上田典由氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、内田伊知郎氏及び上田典由氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。内田伊知郎氏及び上田典由氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
7. 当社は、内田伊知郎氏及び上田典由氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
8. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

第2号議案が承認可決された場合の、当社取締役会の構成メンバーの経験・専門性は以下のとおりです。

役職	氏名	独立 社外 役員	指名・報酬 委員会	経験・専門性							
				経営全般	営業 マーケ ティング	生産・ 技術	研究・ 開発	グロー バル ビジネス	会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	E S G
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	社内		委員	●				●	●	●	●
				●	●			●			
				●	●		●				●
				●		●	●				
				●	●	●					
				●						●	●
				●	●	●		●			
	社外	★	議長/委員	●				●	●	●	●
		★	委員	●		●	●				
監査等委員で ある取締役	社内 社外			●	●			●			
		★	オブ ザーバー						●	●	●
		★	オブ ザーバー							●	●

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策の影響や中東情勢の緊迫化、日中関係の緊張による資源輸出規制の動向等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当社グループは2026年3月期の経営方針に「共創」を掲げ、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。

また、2025年3月期から3ヵ年を対象期間とした「中期経営計画2026」を策定しており、初年度の2025年3月期は、基幹システムの刷新や生産工程の自動化等による効率改善を推進するとともに、当社のコア技術である粉末冶金技術と超高压合成技術を掛け合わせ、貴金属フリーで省電力のグリーン水素発生装置向け触媒・電極（PME）を開発し、事業領域の拡大を図る第一歩を踏み出しました。更に海外事業では北米やインドの展示会に初出展するなど、市場開拓の足掛かりを築きました。

「中期経営計画2026」の2年目となる当連結会計年度においても、引き続き「変化に対応できる企業体質への転換」を目指し、以下の5つの施策に取り組んでおります。

1. 経営基盤の強化

当社グループとしてのコーポレート・ガバナンスの機能をより一層高め、加速する外部環境の変化への対応力を強化するため、監査等委員会設置会社へ移行しました。また、社員と企業が共に成長しながら新たな価値を生み出し、全てのステークホルダーの期待に応えるために、グループ企業理念を見直し、新たなビジョンとその実現に向けた行動指針を策定し、グループ内での研修やワークショップ等の浸透施策を進めました。加えて、DXを活用した営業活動の見える化の推進、全社的なワークフローの導入によるデジタル化、業務効率化など、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めました。

2. 生産性向上・業務効率化

国内生産部門において、ロボットの導入を含む生産工程の自動化について継続的に取り組んでおり、生産工程における部品どりを自動で最適化するシステムの本格稼働や研磨加工における自動化ロボットの導入、自動床洗浄ロボットの全社展開などを進めました。

また生産性向上につきましては、生産工程や焼結条件の見直し、治工具の改良といった各種施策を実施し、需要が高まっているバインダーレス合金の生産量を短期間で倍増させました。

3. 海外事業の飛躍

海外事業のメイン市場のひとつである中国市場については、ローカル企業向けに光学機器関連の販売が拡大し、また半導体関連の素材販売も好調でグループの売上に貢献しました。タイ・インドネシアではメインとなる輸送機器が弱含む中、輸送機器以外の製

品群の拡販強化に努めました。また、子会社を展開している中国、タイ・インドネシアにて展示会に出展するなど拡販に努めるとともに、休眠中の現地子会社再開に向けて活動をしているインドにおいても展示会に出展するなど、各種取り組みを推進しました。

4.脱炭素・循環型社会への貢献

鋼と同程度の比重で、かつ超硬合金と同等の耐摩耗性を実現し、地政学的リスクが懸念されるレアメタルの使用量を大幅に削減した新合金「サステロイS T N30」を開発、名古屋で行われた展示会に初出展し、多くのお問い合わせをいただきました。また、水素生成装置に組み込むことを目的として開発した触媒電極「PME」が、2025年"超"モノづくり部品大賞において「生活・社会課題ソリューション関連部品賞」を受賞いたしました。

5.新規事業の確立

中国政府による重要鉱物の輸出規制強化の影響を受け、超硬合金の主原料であるタングステンの対日供給が極めて不安定な状況となる中、原料調達リスクに対応するため、超硬耐摩耗工具・金型のリサイクル事業に関して、使用済みの超硬工具・金型の回収活動を本格的に開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は17,446百万円（前連結会計年度比5.1%増）となりました。製品区分ごとの売上高は以下のとおりです。

①超硬製工具類

高圧機器関連や冷間圧延関連の工具等の販売が好調に推移した結果、売上高は4,340百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。

②超硬製金型類

昨年度に引き続き好調な製缶金型や電池関連金型に加え、モーターコア用金型の販売が好調に推移した結果、売上高は4,669百万円（前連結会計年度比9.4%増）となりました。

③その他超硬製品

昨年度好調だった半導体製造装置向けの需要は落ち着いたものの、超硬素材の販売が好調に推移した結果、売上高は4,897百万円（前連結会計年度比15.0%増）となりました。

④超硬以外の製品

混錬工具等の販売が低調に推移した結果、売上高は3,540百万円（前連結会計年度比8.9%減）となりました。

また利益につきましては、原材料価格の高騰、人財投資の拡充があったものの、好調な超硬素材の販売を始めとした売上高の増加、及び外注加工費や電力燃料費の減少により、営業利益は822百万円（前連結会計年度比68.5%増）となりました。一方、為替差益の増加があったものの、助成金収入の減少及び自己株式取得に関する支払手数料により、経常利益は883百万円（前連結会計年度比46.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は573百万円（前連結会計年度比34.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、829百万円であります。その主なものは、当社における生産設備の増強、老朽代替及び研究開発設備の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「社員一人ひとりの幸せを尊重し、事業を通じて広く社会に貢献する」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

②目標とする経営指標

当社グループは、安定的な成長を目指すため収益性を意識した経営が重要との観点から「売上高経常利益率」を重視しており、また資本効率を高め企業価値の向上を図る観点から「ROE（自己資本当期純利益率）」を重視しております。

③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策の影響や中東情勢の緊迫化、日中関係の緊張による資源輸出規制の動向等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

中長期的には、生成AIをはじめとしたAIの普及やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等により当社グループが関連する半導体やデータセンター、補助電源としての蓄電池等の市場は世界的に拡大が続くものと考えられます。

社会的な環境としましては持続可能で強靱な社会の構築のため「脱炭素社会」、「循環型社会」の形成が強く求められており、企業においても持続的な成長のためその実現に向けた責任ある取り組みが求められております。

日本を取り巻く環境としては少子高齢化・人口減少による市場縮小や人財確保の競争激化、事業構造・生活様式の変化、デジタル化の一層の推進など様々な変化が予測されております。

また、中国政府による重要鉱物の輸出規制強化の影響を受け、超硬合金の主原料であるタングステンの対日供給が、現在極めて不安定な状況となっております。

このような変化の激しい環境のもと顧客と社会の期待に応え成長し続けるため「変化に対応できる企業体質への転換」を中期方針とした2025年3月期からの3年を対象期間とする「中期経営計画2026」の最終年度として成長戦略である1. 経営基盤の強化、2. 生産性向上・業務効率化、3. 海外事業の飛躍、4. 脱炭素・循環型社会への貢献、5. 新事業の確立に取り組んでおります。

また、原料調達リスクに対応するため、調達先の複線化や超硬リサイクル事業の推進、代替原材料の研究などを積極的に進めております。

1. 経営基盤の強化

当社グループはコーポレート・ガバナンスの機能をより一層高め、加速する外部環境の変化への対応力を強化するため、監査等委員会設置会社へ移行しました。また、社員と企業が共に成長しながら新たな価値を生み出し、全てのステークホルダーの期待に応えるために、グループ企業理念を見直し、新たなビジョンとその実現に向けた行動指針を策定し、グループ内での研修やワークショップ等の浸透施策を進めました。加えて、DXを活用した営業活動の見える化の推進、全社的なワークフローの導入によるデジタル化、業務効率化など、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めました。

2. 生産性向上・業務効率化

生産性向上・業務効率化としては国内生産部門において、ロボットの導入を含む生産工程の自動化について継続的に取り組んでおり、生産工程における部品どりを自動で最適化するシステムの本格稼働や研磨加工作業における自動化ロボットの導入、自動床洗浄ロボットの全社展開などを進めました。

また、生産工程や焼結条件の見直し、治工具の改良といった各種施策を実施し、需要が高まっているバインダーレス合金の生産量を短期的に倍増する取り組みも実施しました。

3. 海外事業の飛躍

海外事業の飛躍としては中国はローカル企業向けに光学機器関連の販売が拡大し、また半導体関連の素材販売も好調でグループの売上に貢献しました。タイ・インドネシアではメインとなる輸送機器が弱含む中、輸送機器以外の製品群の拡販強化に努めました。また、子会社を展開している中国、タイ、インドネシアにて展示会に出展するなど拡販に努めるとともに、休眠中の現地子会社再開に向けて活動をしているインドにおいても展示会に出展するなど、各種取り組みを推進しました。

4. 脱炭素・循環型社会への貢献

脱炭素・循環型社会への貢献としては、鋼と同程度の比重で、かつ超硬合金と同等の耐摩耗性を実現し、地政学的リスクが懸念されるレアメタルの使用量を大幅に削減した新合金「サステロイS T N30」を開発、名古屋で行われた展示会に初出展し、多くのお問い合わせをいただきました。また水素生成装置に組み込むことを目的として開発した触媒「PME」が、2025年“超”モノづくり部品大賞において「生活・社会課題ソリューション関連部品賞」を受賞いたしました。

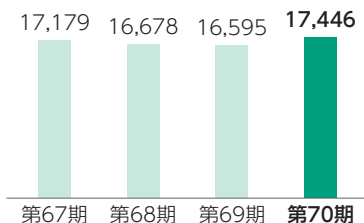
5. 新事業の確立

当社グループは「既存事業」と「新規事業」が独立しながら両輪で走ることが企業価値の向上に繋がるとの観点から、新事業シーズの探索、事業化検討が可能な体制を構築するための新事業開発室を立ち上げ、新事業の確立に取り組んでおります。中国政府による重要鉱物の輸出規制強化の影響を受け、超硬合金の主原料であるタングステンの対日供給が極めて不安定な状況となる中、原料調達リスクに対応するため、超硬耐摩耗工具・金型のリサイクル事業に関して、使用済みの超硬工具・金型の回収活動を本格的に開始いたしました。

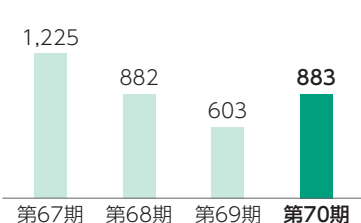
(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

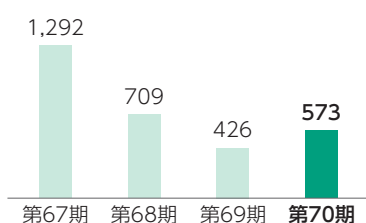
売上高 (単位: 百万円)



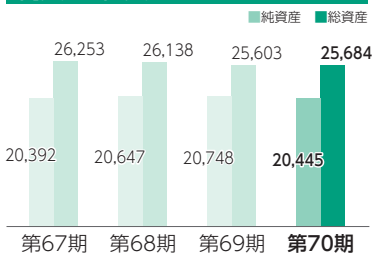
経常利益 (単位: 百万円)



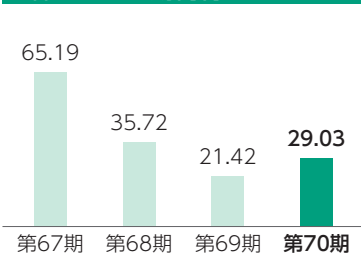
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



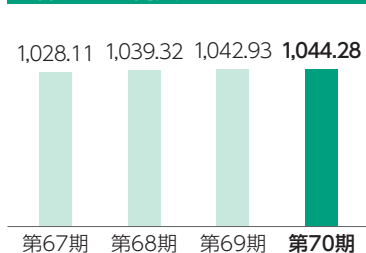
純資産/総資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



区 分		第67期 2023年3月期	第68期 2024年3月期	第69期 2025年3月期	第70期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高	(百万円)	17,179	16,678	16,595	17,446
経常利益	(百万円)	1,225	882	603	883
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,292	709	426	573
1株当たり当期純利益	(円)	65.19	35.72	21.42	29.03
純資産	(百万円)	20,392	20,647	20,748	20,445
総資産	(百万円)	26,253	26,138	25,603	25,684
1株当たり純資産額	(円)	1,028.11	1,039.32	1,042.93	1,044.28

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分		第67期 2023年3月期	第68期 2024年3月期	第69期 2025年3月期	第70期 (当事業年度) 2026年3月期
売上高	(百万円)	14,868	14,809	14,490	15,287
経常利益	(百万円)	1,092	859	472	952
当期純利益	(百万円)	1,258	711	367	701
1株当たり当期純利益	(円)	63.50	35.81	18.50	35.51
純資産	(百万円)	18,938	19,015	18,761	18,435
総資産	(百万円)	24,410	24,334	23,595	23,562
1株当たり純資産額	(円)	954.80	957.20	943.08	941.62

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
新和ダイス株式会社	山梨県 甲州市	10百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富士シャフト株式会社	福島県 二本松市	20百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 チョンブリ県	145百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易(上海)有限公司	中国 上海市	3百万元	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	53,645百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 ハリヤーナー州	90百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア ペナン州	1百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

(注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。
2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、2016年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・cBN等の生産用工具
	混練工具	樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型、車載電池用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	FHR製品	耐熱用部材、鑄造用部材
	KF2製品	樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タングステン合金	放電加工用電極
	電着工具	硬質材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（NFメタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
引抜鋼管	ベアリング、自動車部品の部材	

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市		

②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,078 名	12 名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
845 名	10 名減	44.8 歳	21.9 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株（自己株式421,356株を含む）

(3) 当期末株主数

13,311名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	1,886,500株	9.6%
株式会社CS企画	1,761,800株	9.0%
富士ダイス社員持株会	1,476,467株	7.5%
KP株式会社	1,251,800株	6.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,146,500株	5.9%
新庄 敦子	400,000株	2.0%
株式会社シルバーロイ	400,000株	2.0%
新庄 由美子	300,000株	1.5%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	210,700株	1.1%
木下 美佐子	200,000株	1.0%

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を421,356株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	35,067株	7名
社外取締役（監査等委員を除く）	一株	一名
取締役（監査等委員）	一株	一名
監査役	一株	一名

(注) 当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	春田善和	
常務取締役	津田雅宣	海外事業本部長
取締役	篠宮護	技術開発本部長
取締役	馬渡和幸	品質保証本部長
取締役	松岡恭弘	営業本部長
取締役	高安真生	業務本部長
取締役	輪竹暢久	生産本部長
取締役	澤井英久	新四谷法律事務所代表、(株)アイセイ薬局社外監査役
取締役	内田伊知郎	
取締役	上田典由	
取締役 常勤監査等委員	古谷高宏	
取締役 監査等委員	江口泰志	公認会計士江口泰志事務所所長
取締役 監査等委員	中村美智子	プラス法律事務所弁護士、日本弁護士連合会嘱託

- (注) 1. 取締役 澤井英久氏、取締役 内田伊知郎氏、取締役 上田典由氏、取締役（監査等委員）江口泰志氏及び取締役（監査等委員）中村美智子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 江口泰志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、古谷高宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 澤井英久氏、取締役 内田伊知郎氏、取締役 上田典由氏、取締役（監査等委員）江口泰志氏及び取締役（監査等委員）中村美智子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2025年6月24日開催の第69回定時株主総会において、輪竹暢久氏及び内田伊知郎氏が取締役に、中村美智子氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2025年6月24日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役 古谷高宏氏、監査役 内田伊知郎氏及び監査役 江口泰志氏は任期満了により退任し、このうち古谷高宏氏及び江口泰志氏が監査等委員である取締役に就任しております。
7. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高安真生	取締役業務本部長 兼情報システム部長	取締役業務本部長	2025年7月1日
輪竹暢久	取締役生産本部長 兼生産技術部長	取締役生産本部長	2025年7月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容
澤井英久	会社法第427条第1項に基づき、当該取締役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
内田伊知郎	
上田典由	
古谷高宏	
江口泰志	
中村美智子	

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約となっております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、違法な報酬又は利益、故意の行為による損害賠償請求等は填補の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1.当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む取締役の報酬制度及び報酬水準については、決定プロセスの客観性・公正性を確保する観点から事前に取締役会の諮問機関として2019年12月に設置した指名・報酬委員会（取締役4名（うち3名は独立社外取締役）により構成、委員長は独立社外取締役）において、外部機関による役員報酬調査データにより当社と企業規模が類似する会社の水準等を確認したうえで審議し、取締役会の決議により決定しております。

2.取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、毎月定額で支払われる「基本報酬」、単年度業績連動報酬である「賞与」、譲渡制限付株式の付与による「株式報酬」により構成しております（「基本報酬」「賞与」は金銭報酬となります）。

社外取締役については業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から「基本報酬」のみの構成としております。

3.金銭報酬（基本報酬及び賞与）の決定基準

各取締役の「基本報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

また、各取締役の「賞与」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1/3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し、10%～150%の範囲内で支給することとしております。

4.株式報酬の決定基準

各取締役の「株式報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね20%を基準として、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

5.各取締役の報酬額決定プロセス

各取締役の基本報酬、株式報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとしております。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定することとしております。

6.当事業年度に係る個人別の報酬等の内容について

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、「基本報酬」のみとして監査役における協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

<監査等委員会設置会社への移行前>

当社取締役の金銭報酬の額については、基本報酬に関して、2015年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該上記基本報酬に関する決議に加え、対象事業年度の業績等に基づいて設定される取締役賞与の総額を、対象事業年度に係る定時株主総会にて決議いただくこととしております。直近の決議としては、2025年6月24日開催の第69回定時株主総会において、第69期に関する取締役賞与の総額を14,100,000円（社外取締役は支給対象外）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社取締役の株式報酬の額については、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において年額50百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を年80,000株以内（社外取締役は付与対象外）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第62回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

<監査等委員会設置会社への移行後>

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（基本報酬及び賞与）の額については、2025年6月24日開催の第69回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）と決議しております（社外取締役は基本報酬のみ）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。

株式報酬の額については、2025年6月24日開催の第69回定時株主総会において、年額350百万円以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（基本報酬及び賞与）の額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は年額50百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数は年80,000株以内とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点での対象取締役の員数は7名です。

当社監査等委員である取締役の報酬等（基本報酬）の額については、2025年6月24日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長春田善和に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬、株式報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	201	131	43	26	7
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	9	9	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	22	22	—	—	4
監査等委員である 社外取締役	11	11	—	—	2
社外監査役	3	3	—	—	2

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

⑥業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高め、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標としては、当社の総合的な収益力の向上に対し責任を負うべきという観点から「連結経常利益」を選定しております。

また、業績連動報酬等の算定方法としては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1/3を基準として、業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し10%～150%の範囲内で支給することとしております。

当事業年度を含む「連結経常利益」の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

⑦非金銭報酬等に関する事項

当社は、2025年6月24日開催の第69回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬の総額は年額50百万円以内とし、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は年80,000株以内としております。

譲渡制限付株式の割り当てについては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、対象取締役の基本報酬の概ね20%を基準として、対象取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定することとしております。

また、譲渡制限期間については、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間とし、譲渡制限の解除については、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

なお、その交付状況は「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 江口泰志氏は公認会計士江口泰志事務所所長を兼任しておりますが、公認会計士江口泰志事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 中村美智子氏はプラス法律事務所弁護士及び日本弁護士連合会嘱託を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	澤井英久	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めており、主導的な役割を果たしております。
取締役	内田伊知郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回全てに出席いたしました。取締役、監査役として経営の経験の有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、監査等委員会設置会社移行前は、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会のオブザーバーとして、監査体制の強化を推進し、監査等委員会設置会社移行後は、指名・報酬委員会の委員として、活発な審議に参画しております。
取締役	上田典由	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めており、活発な審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	江口泰志	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回全てに出席し、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。
取締役 (監査等委員)	中村美智子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、監査等委員会設置会社移行前は、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員として、活発な審議に参画し、監査等委員会設置会社移行後は、指名・報酬委員会のオブザーバーとして、監査体制の強化を推進しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社取締役会の構成メンバーの経験・専門性は以下のとおりです。

役職	氏名	独立 社外 役員	指名・報酬 委員会	経験・専門性								
				経営全般	営業 マーケ ティング	生産・ 技術	研究・ 開発	グロー バル ビジネス	会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	E S G	
取締役 (監査等 委員で ある取 締役を 除く)	社内		委員	●				●	●	●	●	
				●	●			●				
				●	●		●				●	
				●		●	●					
				●	●	●						
				●						●	●	
	社外		★	議長/委員							●	●
			★	委員	●				●	●	●	●
			★	委員	●		●	●				
監査等 委員で ある取 締役	社内			●	●			●				
			★	オブ ザー バー					●	●	●	
	社外		★	オブ ザー バー						●	●	

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。

なお、2026年5月15日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取り組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運営する。
- ③取締役会に関する任意の諮問機関として、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の監督機能の強化と業務執行の透明性を図る。
- ④社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防止する。
- ⑤『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取り組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類（電磁的記録含む）について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役がいつでもこれらを開覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント基本方針に基づき適切なリスク管理体制の整備のため、次の取り組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。
- ②代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的開催し、リスクマネジメントを効果的かつ円滑に行う。
- ③実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取り組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②当社及びグループ各社の業務執行に関する事項について多面的な検討を行い、適切かつ迅速な意思決定に資することを目的として、取締役及び執行役員等で構成する経営会議を設置する。
- ③当社及び当社グループのサステナビリティに関する課題への取り組み、情報開示などの統括及び管理機能を強化し、中長期的な企業価値向上と、持続可能な社会の実現を目的として、代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役及び関連部門長で構成するサステナビリティ委員会を設置、運営する。
- ④中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定し、その進捗については定期的に取締役会や経営会議等に報告することで、効率的な執行を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取り組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、当社グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役会に報告する。
- ③当社グループにおける、ITへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、主に子会社の事業運営を管理する主管部門、主に子会社が法令、規程等を遵守し、円滑に事業を運営していることを包括的に確認する統括部門をそれぞれ設置し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査等委員会、内部監査部門は、統括部門と連携し、あるいは独自にグループ会社を監査する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ②代表取締役社長の指示により、内部監査部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性について評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合について、次の取り組みを行う。

- ①監査等委員会は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事等について、代表取締役社長と監査等委員である取締役において協議するものとする。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、監査等委員会への報告に関する体制について、次の取り組みを行う。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して当該事実に関する事項を直ちに報告する。
- ②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査等委員会は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めたときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査等委員会に①又は②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取り組みを行う。

- ①監査等委員は、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査等委員は、代表取締役社長及び会計監査人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査等委員は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査等委員が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、『コンプライアンス規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を行っております。
- ・当社は、『内部通報規程』を制定しており、社内通報窓口を内部監査室長、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための体制を整備しております。当期は内部通報が有り、調査を実施しております。併せて通報者の保護、対象者への対応、周知教育等を実施して適切に対応しております。
- ・当社は、『反社会的勢力への対応規程』を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役がいつでもこれらを閲覧できる体制を整備しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役及び執行役員等が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。
- ・当社及び当社グループは、『サステナビリティ基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を定期的開催し、サステナビリティに関する課題や優先課題への取り組みに関して、共有、報告、対策案の検討を行い、サステナビリティ活動の維持、向上に関する活動を行っております。
- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記（４）で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。
- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定められた主管部門が経営管理を実施しております。
- ・当社は、監査等委員会と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、金融商品取引法その他の関連法令に則り『経理規程』等を制定し、同規程に基づいて運用しております。
- ・代表取締役社長の指示により、内部監査部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性について評価しております。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要なる是正処置をとる体制をとっております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査等委員会の職務の補助を行うことができる体制をとっております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっております。
- ・監査等委員会は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・監査等委員会は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・監査等委員会は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。
- ・監査等委員は、代表取締役社長及び会計監査人との間で、適時意見交換をしております。
- ・監査等委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して安定した配当を継続的に行うことを重要な経営課題の一つとして考えております。

配当政策につきましては、利益の状況、将来の事業展開等を総合的に判断して適切な利益配分を行うことを基本方針としております。

今後の利益配分につきましては、「中期経営計画2026」の期間における配当を、財政状態及び経営成績を勘案したうえで、「株主資本配当率（DOE）4%」を目途に実施してまいります。

自己株式の取得については、資本効率の向上と株主への利益還元及び将来の機動的な資本政策等を総合的に勘案したうえで、実施を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき40円とさせていただきます。

また、当期においては、2025年8月18日から2025年12月23日の期間中に、自己株式350,400株を299百万円にて取得いたしました。

本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,070	流動負債	3,885
現金及び預金	7,130	支払手形及び買掛金	695
受取手形	55	電子記録債務	1,388
売掛金	2,713	短期借入金	22
電子記録債権	799	リース債務	15
商品及び製品	245	未払金	329
仕掛品	1,898	未払費用	605
原材料及び貯蔵品	1,845	未払法人税等	271
その他	384	契約負債	73
貸倒引当金	△2	賞与引当金	212
固定資産	10,613	役員賞与引当金	45
有形固定資産	9,731	その他	224
建物及び構築物	4,431	固定負債	1,353
機械装置及び運搬具	2,199	リース債務	17
土地	2,751	繰延税金負債	8
その他	349	役員退職慰労引当金	4
無形固定資産	263	退職給付に係る負債	1,322
投資その他の資産	618	負 債 合 計	5,239
投資有価証券	256	純 資 産 の 部	
長期貸付金	4	株主資本	19,296
繰延税金資産	311	資本金	164
その他	45	資本剰余金	12
貸倒引当金	△0	利益剰余金	19,463
		自己株式	△344
		その他の包括利益累計額	1,148
		その他有価証券評価差額金	128
		為替換算調整勘定	780
		退職給付に係る調整累計額	240
		純 資 産 合 計	20,445
資 産 合 計	25,684	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	17,446
売上原価	12,828
売上総利益	4,617
販売費及び一般管理費	3,795
営業利益	822
営業外収益	
受取利息	21
受取配当金	6
受取賃貸料	19
為替差益	16
補助金収入	4
固定資産受贈益	3
その他の	8
営業外費用	
支払利息	3
支払手数料	10
寄付金	3
その他の	2
経常利益	883
特別利益	
固定資産売却益	2
特別損失	
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	885
法人税、住民税及び事業税	342
法人税等調整額	△30
当期純利益	573
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	573

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	164	7	19,686	△65	19,792
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△795		△795
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			573		573
自 己 株 式 の 取 得				△299	△299
譲渡制限付株式報酬		5		21	26
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	5	△222	△278	△495
当 期 末 残 高	164	12	19,463	△344	19,296

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	80	695	179	955	20,748
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△795
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					573
自 己 株 式 の 取 得					△299
譲渡制限付株式報酬					26
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	47	84	60	192	192
当 期 変 動 額 合 計	47	84	60	192	△302
当 期 末 残 高	128	780	240	1,148	20,445

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 新和ダイス株式会社
富士シャフト株式会社
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.
富士模具貿易(上海)有限公司
PT.FUJILLOY INDONESIA
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.、富士模具貿易(上海)有限公司、PT.FUJILLOY INDONESIA、FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED、FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

製品・仕掛品 (完成粉末を除く)

主として個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

仕掛品 (完成粉末)・原材料 (原料粉末)

主として総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

(但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)

なお、在外連結子会社につきましては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15 ~ 50年
機械装置及び運搬具	12年
工具器具備品	5 ~ 10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
によっております。）
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ
き額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ
き額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給
額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは超硬耐摩耗工具の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 仕掛品（完成粉末を除く）の評価

①連結計算書類に計上した金額

仕掛品	当連結会計年度	1,898百万円
うち仕掛品（完成粉末を除く）	当連結会計年度	866百万円

②見積り内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

i 見積りの算出方法

仕掛品（完成粉末を除く、以下「仕掛品」）は主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

過去の製造実績及び将来の製造計画を基礎として不採算率を算定し、将来不採算となる可能性が高い仕掛品の取得原価と正味売却価額を比較し算出しております。

ii 見積りの算出に用いた主要な仮定

当社グループは個別受注生産方式ですが、品種構成の多くがリピート品で構成されており、受注残高の状況から稼働率や人件費等に重要な変動がないと仮定しているため、不採算率も同程度発生すると仮定しております。

iii 翌年度の連結計算書類に与える影響

社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか、景気は緩やかに回復基調で推移しているものの、米国の今後の政策動向などの不確定要素が多く、翌連結会計年度の稼働率及び人件費等の変動が不採算率に影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

当連結会計年度 311百万円

(2) 見積り内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

① 見積りの算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消見込額及び収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額により、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報などを反映し見積っております。

中国政府による重要鉱物の輸出規制の状況を踏まえた主原料の調達見通し、及び主原料相場の変動を踏まえた将来の販売価格を主要な仮定としております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、経営環境の変化により当社グループの見積りと大きく異なった場合には、将来の課税所得の見積りに重要な変更が生じ、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	249百万円
土地	272百万円
合計	521百万円

(2) 担保に係る債務

当該担保に係る債務はありません。

なお、上記の物件は根抵当権（極度額は2,550百万円）が設定されております。

2 有形固定資産の減価償却累計額 23,421百万円

(連結損益計算書に関する注記事項)

1 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 17,446百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記事項)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	20,000,000	－	－	20,000,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	795	40.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	783	40.00	2026年3月31日	2026年6月25日

(金融商品に関する注記事項)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を主とし、銀行借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また投資有価証券は主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を確認する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日です。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、借入金の金利は主に固定金利であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券			
株式	241	241	-
資産計	241	241	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14
出資金	5

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	241	—	—	241
合計	241	—	—	241

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

製品区分	合計
超硬製工具類	4,340
超硬製金型類	4,669
その他の超硬製品	4,897
超硬以外の製品	3,540
外部顧客への売上高	17,446

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項「4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,480
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,569
契約負債（期首残高）	31
契約負債（期末残高）	73

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記事項)

1株当たり純資産額 1,044.28円

1株当たり当期純利益 29.03円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,741	流動負債	3,503
現金及び預金	5,173	買掛金	617
受取手形	55	電子記録債務	1,388
売掛金	2,578	リース債務	9
電子記録債権	737	未払金	270
商品及び製品	86	未払費用	557
仕掛品	1,824	未払法人税等	221
原材料及び貯蔵品	1,664	賞与引当金	197
前払費用	74	役員賞与引当金	43
関係会社貸付金	272	その他	197
その他	274	固定負債	1,622
貸倒引当金	△0	リース債務	9
固定資産	10,820	退職給付引当金	1,613
有形固定資産	8,551	負 債 合 計	5,126
建物	3,792	純 資 産 の 部	
構築物	227	株主資本	18,337
機械装置	1,884	資本金	164
車輻運搬具	7	資本剰余金	12
工具器具備品	221	その他資本剰余金	12
土地	2,360	利益剰余金	18,504
その他	56	利益準備金	41
無形固定資産	233	その他利益剰余金	18,463
ソフトウェア	223	固定資産圧縮積立金	316
その他	9	別途積立金	13,000
投資その他の資産	2,036	繰越利益剰余金	5,146
投資有価証券	181	自己株式	△344
関係会社株式	1,273	評価・換算差額等	98
関係会社出資金	50	その他有価証券評価差額金	98
長期貸付金	4		
繰延税金資産	495		
その他	29		
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	18,435
資 産 合 計	23,562	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,562

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,287
売 上 原 価		11,610
売 上 総 利 益		3,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,146
営 業 利 益		530
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	353	
受 取 賃 貸 料	19	
為 替 差 益	12	
補 助 金 収 入	2	
固 定 資 産 受 贈 益	3	
そ の 他	9	437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
支 払 手 数 料	10	
寄 付 金	3	
そ の 他	1	15
経 常 利 益		952
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	262	
法 人 税 等 調 整 額	△9	253
当 期 純 利 益		701

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	164	7	7	41	328	13,000	5,229	18,598	△65	18,704
当期変動額										
剰余金の配当							△795	△795		△795
当期純利益							701	701		701
自己株式の取得									△299	△299
譲渡制限付株式報酬		5	5						21	26
固定資産圧縮積立金の取崩					△11		11	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	5	5	-	△11	-	△82	△94	△278	△367
当期末残高	164	12	12	41	316	13,000	5,146	18,504	△344	18,337

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	18,761
当期変動額			
剰余金の配当			△795
当期純利益			701
自己株式の取得			△299
譲渡制限付株式報酬			26
固定資産圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	41	41
当期変動額合計	41	41	△326
当期末残高	98	98	18,435

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記事項)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品（完成粉末を除く）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 仕掛品（完成粉末）・原材料（原料粉末）

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15 ～ 50年
構築物	10 ～ 30年
機械装置	12年
車輛運搬具	4 ～ 7年
工具器具備品	5 ～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社は超硬耐摩耗工具の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 仕掛品（完成粉末を除く）の評価

①計算書類に計上した金額

仕掛品	当事業年度	1,824百万円
うち仕掛品（完成粉末を除く）	当事業年度	793百万円

②見積り内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

i 見積りの算出方法

仕掛品（完成粉末を除く、以下「仕掛品」）は主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

過去の製造実績及び将来の製造計画を基礎として不採算率を算定し、将来不採算となる可能性が高い仕掛品の取得原価と正味売却価額を比較し算出しております。

ii 見積りの算出に用いた主要な仮定

当社は個別受注生産方式ですが、品種構成の多くがリピート品で構成されており、受注残高の状況から稼働率や人件費等に重要な変動がないと仮定しているため、不採算率も同程度発生すると仮定しております。

iii 翌年度の計算書類に与える影響

社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか、景気は緩やかに回復基調で推移しているものの、米国の今後の政策動向などの不確定要素が多く、翌事業年度の稼働率及び人件費等の変動が不採算率に影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	当事業年度	495百万円
繰延税金負債と相殺前の金額	当事業年度	665百万円

(2) 見積り内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

① 見積りの算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消見込額及び収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額により、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報などを反映し見積っております。中国政府による重要鉱物の輸出規制の状況を踏まえた主原料の調達見通し、及び主原料相場の変動を踏まえた将来の販売価格を主要な仮定としております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、経営環境の変化により当社の見積りと大きく異なった場合には、将来の課税所得の見積りに重要な変更が生じ、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	249百万円
土地	272百万円
合計	521百万円

(2) 担保に係る債務

当該担保に係る債務はありません。

なお、上記の物件は根抵当権（極度額は2,550百万円）が設定されております。

2 有形固定資産の減価償却累計額 19,577百万円

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

PT.FUJILLOY INDONESIA	22百万円
(2,390百万IDR)	
合計	22百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	636百万円
短期金銭債務	68百万円

(損益計算書に関する注記事項)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,651百万円

仕入高 369百万円

販売費及び一般管理費 36百万円

営業取引以外の取引による取引高 382百万円

2 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 15,287百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記事項)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	106,012	350,411	35,067	421,356

(注) 1.自己株式は、2025年8月1日に実施いたしました譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、35,067株減少しました。

2.2025年8月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式は2025年8月18日から2025年12月4日にかけて350,400株増加しました。

3.当事業年度に増加した自己株式11株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	497百万円
賞与引当金	88 //
棚卸資産評価損	22 //
投資有価証券評価損	10 //
関係会社株式評価損	120 //
減損損失	3 //
未払事業税	15 //
ソフトウェア	28 //
その他	36 //
繰延税金資産小計	<hr/> 822百万円
評価性引当額	△156 //
繰延税金資産合計	<hr/> 665百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	140百万円
その他有価証券評価差額金	29 //
繰延税金負債合計	<hr/> 170百万円
繰延税金資産の純額	<hr/> 495百万円

(収益認識に関する注記事項)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記事項「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記事項)

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	PT.FUJILLOY INDONESIA	所有 直接99.98% 間接 0.02%	素材及び製品の販売 加工の委託 従業員の出向 資金の貸付	資金の貸付 (注)	273	関係会社 貸 付 金	272
				資金の返済 (注)	273		
				利息の受取 (注)	29		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記事項)

1株当たり純資産額 941.62円

1株当たり当期純利益 35.51円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議システムも活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

富士ダイス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 古谷高宏 ㊟

監査等委員 江口泰志 ㊟

監査等委員 中村美智子 ㊟

(注) 監査等委員江口泰志、中村美智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

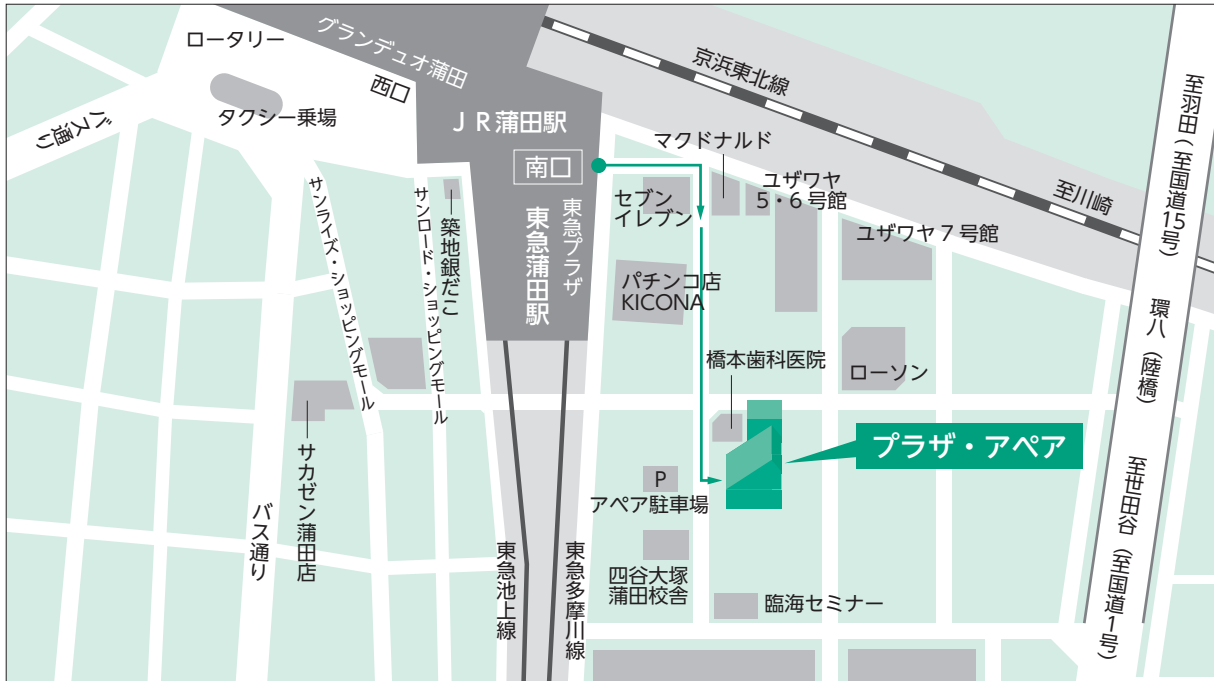
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時30分)

開催
場所

プラザ・アペア 3階「リモナ」 ※会場のフロアが前回と異なりますので、ご注意ください。
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
電話03(3732)4122



交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の**蒲田駅 南口**より**徒歩2分**

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FUJILLOY 富士ダイス株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。